

「神戸市火災予防規則の一部改正」について

1 趣旨

(1) 火災に関する警報に係る気象条件の見直し

火災に関する警報（消防法第22条第3項）に係る火災の予防上危険であると認める気象の状況について、国から示された方針及び神戸市における過去の統計を踏まえた改正を行うものです。

(2) 対象火気設備等の種類への簡易サウナ設備の追加に伴う見直し

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外でテントやバレル（木樽）等を用い、これに放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国的に増加しています。この状況を踏まえ、関係省令及び告示の改正が行われたことから、本市においても神戸市火災予防条例の改正を予定しており、これに伴う所要の規則改正を行うものです。

(3) 電子申請化推進に伴う届出様式の見直し

申請者の利便性の向上及び職員による届出事務の効率化を図るため、一部の届出様式について所要の改正を行うものです。

2 概要

(1) 消防法では、気象の状況が火災予防上危険と認められる場合、火災に関する警報を発することができると定められ、発令された場合は神戸市火災予防条例に基づき、火の使用に制限がかかります。現行規則には、その火災の予防上危険であると認める気象の状況についての指標が定められています。

令和7年2月に大船渡市で発生した林野火災を受け、総務省消防庁は火災に関する警報の前段階として、少雨情報や乾燥注意報に基づく林野火災に関する注意報を新設する方針を示しました。

これに伴い、神戸市でも火災予防条例を改正し、火災に関する注意報を新設する予定です。また、現行規則で定める火災に関する警報の指標についても、国の設定例や本市の過去の統計を参考に、火災に関する注意報よりも警戒を強める内容に改めます。

(2) 神戸市火災予防条例の改正が原案どおり可決された場合、簡易サウナ設備を設置した場合に必要となる届出様式の修正等所要の改正を行います。

(3) 電子申請化に対応するため、従来の書面による届出を前提としていた様式を見直し、記載事項等所要の改正を行います。

3 改正案

別紙のとおり

4 施行期日

令和8年4月1日（予定）